

439. 低圧移動電線の施設③・高圧移動電線と特別高圧移動電線の施設

＜低圧移動電線の施設：接地線との接続＞



接地極

接地極と他の極とは明確に区別できる構造とする

・屋内に施設する低圧の移動電線に接続する電気使用機械器具の金属製外箱に解釈第29条第1項の規定により接地工事を施す場合で、当該移動電線に使用する多心コードまたは多心キャブタイヤケーブルの線心の一つを接地線として使用する時は、その線心と電気使用機械器具の外箱および造営物に固定している接地線との接続は、移動電線と電気使用機械器具または屋内・屋側もしくは屋外配線との接続に使用する差込接続器その他これに類する器具の一極を用いなければならない←ただし、移動電線と電気使用機械器具とをねじ止めにより接続する場合は、電気使用機械器具との接続は、この規定によらない事ができる。なお、この差込接続器その他これに類する器具の接地線に接続する一極は、他の極と明確に区別できる構造の物でなければならない(左上図参照)

たは屋内・屋側もしくは屋外配線との接続に使用する差込接続器その他これに類する器具の一極を用いなければならない←ただし、移動電線と電気使用機械器具とをねじ止めにより接続する場合は、電気使用機械器具との接続は、この規定によらない事ができる。なお、この差込接続器その他これに類する器具の接地線に接続する一極は、他の極と明確に区別できる構造の物でなければならない(左上図参照)

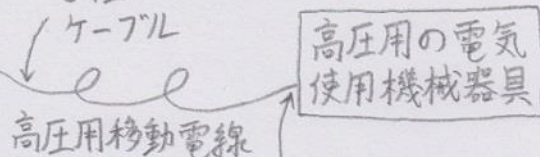
＜高圧移動電線の施設＞

①電線：高圧用の3種クロロプレンキャブタイヤケーブルまたは3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルである事 ②移動電線との接続：電気機械器具とは、ボルト締めその他の方法により、堅固に接続する事 ③保護対策：移動電線に電気を供給する回路は、専用の開閉器および過電流遮断器を各極(過電流遮断器で多線式の中性極を除く)に施設しなければならない←ただし、過電流遮断器が開閉機能を有する物である場合は、過電流遮断器のみとする事ができる。また、地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置を施設しなければならない

・電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置を施設する

・高圧用の3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル

・専用の開閉器および過電流遮断器を各極に施設する



・ボルト締めその他の方法により、堅固に接続する

＜特別高圧移動電線の施設＞

特別高圧の移動電線は、電気集じん応用装置に付属する物を屋内に施設する場合を除き、施設してはならない



この辺もチェック

電気使用機械器具との接続。低圧↓差込み接続器。高圧↓ボルト締め

そして特別高圧になると、施設禁止なんだ

低圧用では、この種類が有る移動電線も、高圧用になるた、たの2種類しかなくなるのね

